

令和3年9月29日

まちづくり団体各位

東京都都市整備局都市づくり政策部
土地利用計画課長 谷内 加寿子

大規模な施設でのイルミネーションイベントにおけるライトアップ停止等への
お願いについて

日頃より東京都の都市づくり政策などにご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
皆様には、昨年12月18日以降、お願いしたイルミネーションイベントにおけるライトアップの停止等について、ご協力いただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルスへの対策につきまして、令和3年7月12日からの国の緊急事態宣言が9月30日で解除されることとなりました。

皆様には、長期間に渡りご協力いただき、重ねて感謝申し上げます。

緊急事態宣言解除後におきましても、イルミネーションイベントにおけるライトアップの停止等及びイルミネーションイベント以外（建物や樹木等）のライトアップ、ネオンなど屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯については、感染の再拡大を防止する観点から、早めの帰宅を促すためにも、飲食店等への時短要請などに合わせ、21時以降の消灯のご協力をお願いいたします。

なお、イベントの実施に当たっては、引き続き、国の取扱いや業種ごとの感染拡大防止ガイドラインを遵守徹底し、適切な対応をお願いいたします。

（連絡先）

都市整備局 都市づくり政策部

土地利用計画課 基本計画担当 竹之下・沢辺・加藤・金田

電話（ダイヤル）03（5388）3261

メール S0000175@section.metro.tokyo.jp